

「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく湖北圏域の取組方針 新旧対照表

旧	新
<p data-bbox="309 475 869 507">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="421 555 779 595">湖北圏域の取組方針</p> <p data-bbox="421 1061 779 1093">2023年6月27日 改定</p> <p data-bbox="309 1157 891 1189">湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="309 1244 891 1300">〔 長浜市、米原市 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕</p>	<p data-bbox="1339 467 1877 499">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="1451 547 1798 587">湖北圏域の取組方針</p> <p data-bbox="1597 606 1653 638">(案)</p> <p data-bbox="1473 1077 1776 1109">令和7年〇月〇日 改定</p> <p data-bbox="1350 1165 1899 1197">湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="1350 1252 1899 1308">〔 長浜市、米原市 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕</p>

※改定前の取組方針では、年の表記方法が、年号、西暦が混在していたため、本改定では、年号に統一した。

旧	新
<p>1. はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 19 年 11 月には、湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記取組について水防法等に基づく協議会として、湖北圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起りうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p> <p>また、令和 3 年度に取組方針の対象とする期間が終了したことから、今後取り組むべき内容について整理し、取組方針を改定した。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 19 年 11 月には、湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記取組について水防法等に基づく協議会として、湖北圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起りうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p> <p>大津土木事務所管内と湖東土木事務所管内で、令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新され、滋賀県全域の河川整備 5 か年プラン（第 3 期）の更新が完了したことから、一斉に取組内容の改定を行うこととし、本圏域の取組方針を改定した。</p>

旧

4) 防災施設の整備等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖北圏域河川整備計画（令和3年3月）（別紙1）、「第2期滋賀県河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）長浜土木事務所、木之本支所管内（別紙2）」により河川改修を実施する ・長浜土木事務所、木之本支所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をトランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防事業実施箇所位置図により土砂災害防止施設の整備を実施する（別紙3） 	<p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p>
<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する 	<p>2026.3までに概成</p>	<p>滋賀県</p>
<p>■土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する 	<p>2026.3までに概成</p>	<p>滋賀県</p>

新

4) 防災施設の整備等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖北圏域河川整備計画（令和3年3月）（別紙1）、「第3期滋賀県河川整備5ヶ年計画（令和6年度～令和10年度）長浜土木事務所、木之本支所管内（別紙2）」により河川改修を実施する ・長浜土木事務所、木之本支所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をトランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防事業実施箇所位置図により土砂災害防止施設の整備を実施する（別紙3） 	<p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p> <p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p>
<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する 	<p>R8.3までに概成</p>	<p>滋賀県</p>
<p>■土砂・洪水氾濫への対策</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する 	<p>R8.3までに概成</p>	<p>滋賀県</p>

旧

<改定履歴>

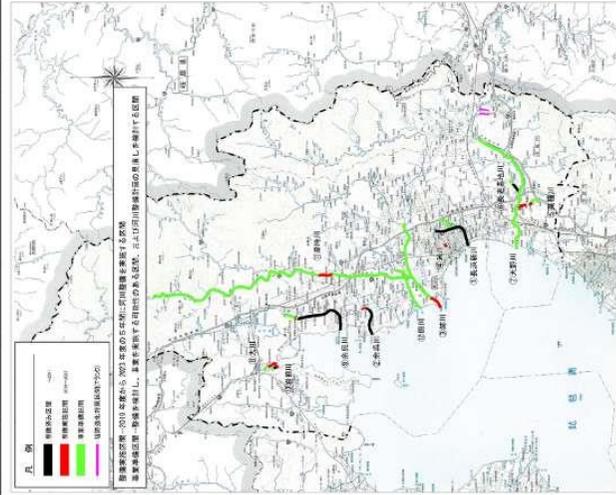
2018年 5月18日 作成
2019年 6月 6日 改定
2022年 6月 9日 改定
2023年 6月27日 改定

新

<改定履歴>

平成29年 5月18日 作成
平成31年 6月 6日 改定
令和 4年 6月 9日 改定
令和 5年 6月27日 改定
令和 7年 ○月 ○日 改定

第2期河川整備5ヶ年計画（2019年度～2023年度）【長浜土木事務所・木之本支所 管内】



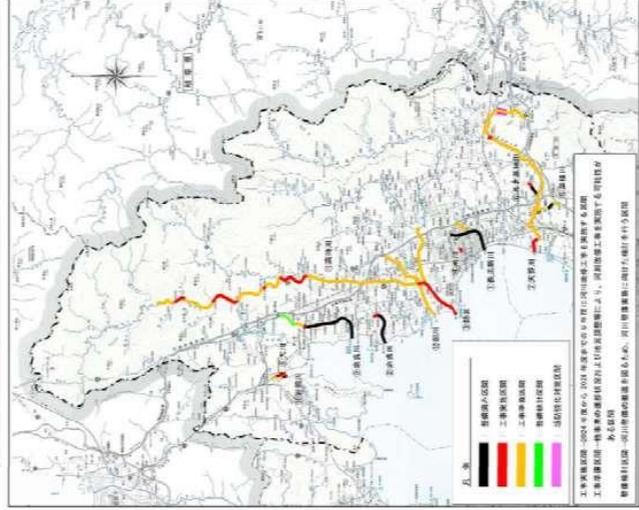
●河川区画事業表

番号	河川名	地名名	実施内容(2019～2023)	整備目標	備考
①	長浜新川	長浜町安野～安野町	用土買収	1/10	
②	赤旗川	長浜町清波北野山本	護岸、河道節制	—	
③	神川	長浜町南浜町	護岸、河道節制、堤防強化対策	堤防部大	※1
④	米川	長浜町渡野～川崎町	治水地整備	—	
⑤	紫穂川	米原町西丹生～巻間	護岸、護岸、河道節制、用地買収	1/10	※1
⑥	長巻高柳川	米原町龍巻渡～多利田	用地買収	堤防部大	※2
⑦	天野川	米原町巻渡～長岡	河川計画検討	—	
⑧	大川	米原町清波、松原	堤防強化対策	1/10	
⑨	余呉川	長浜町西渡野野地津波	文化野営場、護岸、河道節制	1/10	
⑩	越前川	長浜町木之本渡西山～田原	護岸、護岸、河道節制	堤防部大	※1
⑪	高野川	長浜町水之本取西山～大宮	護岸、河道節制、堤防強化対策	1/10	
⑫	田川	長浜町八木渡～中野	河川計画検討	1/10	※2

別紙 2

●河川区画(※1)は、事業の進捗状況、事業費の確保状況および河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。
 ●河川の「長さ」は、河川整備の進捗を踏まえ、変更する場合があります。
 ●「治水設備(護岸、堤防等)」などの治水設備については、河川の治水設備の進捗を踏まえ、変更する場合があります。
 ●事業内容については、事業の進捗状況、事業費の確保状況、河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。
 ●事業内容については、事業の進捗状況、事業費の確保状況、河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。

河川整備5ヶ年プラン(第3期)【長浜土木事務所・木之本支所管内】



●河川改修工事業区画

番号	河川名	地名名	実施内容(2024～2024)	整備目標	備考
①	長浜新川	長浜町安野～安野町	用土買収	1/10	※1
②	赤旗川	長浜町清波北野山本	護岸、河道節制	—	※3
③	神川	長浜町南浜町	護岸、河道節制、堤防強化対策	堤防部大	※1
④	米川	長浜町渡野～川崎町	治水地整備	1/10	
⑤	紫穂川	米原町西丹生～巻間	護岸、河道節制、用地買収	1/10	※1
⑥	長巻高柳川	米原町龍巻渡～多利田	用地買収	1/10	※2
⑦	天野川	米原町巻渡～長岡	河川計画検討	—	
⑧	大川	米原町清波、松原	堤防強化対策	1/10	
⑨	余呉川	長浜町西渡野野地津波	文化野営場、護岸、河道節制	1/10	
⑩	越前川	長浜町木之本渡西山～田原	護岸、護岸、河道節制	堤防部大	※1
⑪	高野川	長浜町水之本取西山～大宮	護岸、河道節制、堤防強化対策	1/10	
⑫	田川	長浜町八木渡～中野	河川計画検討	1/10	※2

別紙 2

●河川区画(※1)は、事業の進捗状況、事業費の確保状況および河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。
 ●河川の「長さ」は、河川整備の進捗を踏まえ、変更する場合があります。
 ●「治水設備(護岸、堤防等)」などの治水設備については、河川の治水設備の進捗を踏まえ、変更する場合があります。
 ●事業内容については、事業の進捗状況、事業費の確保状況、河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。
 ●事業内容については、事業の進捗状況、事業費の確保状況、河川の現状に改善を考慮して調整を検討し、年度毎に更新する可能性があります。